

令和8年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議 次 第

日 時：令和8年5月22日（金）14時00分～16時30分
開催方法：対面
会 場：川崎市役所本庁舎 203, 204会議室

開会

委員・事務局紹介

議事

【協議事項】

- 1 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けた意見提出について
- 2 障害者相談支援体制に関する検討経過について

その他

【配布資料】

委員名簿・事務局名簿

座席表

資料 1－1 地域自立支援協議会の法律上の位置付け

資料 1－2 第 6 次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けた意見提出について

資料 2 障害者相談支援体制に関する検討・経過報告

参考資料 第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた意見提出について

第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン（協議会部分抜粋）

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

川崎市地域自立支援協議会全体会議 委員名簿
(任期：令和7年5月1日～令和9年4月30日 2年間)

	所 属	氏 名	出 欠
1	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター	堀内 剛	出席
2	北部リハビリテーションセンター 館長	浦 雄司	出席
3	社会福祉法人 川崎聖風福祉会 かわさき地域生活支援拠点たじま 施設長	江良 泰成	出席
4	木下・大石法律事務所	大石 剛一郎	出席
5	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	大窪 俊雄	出席
6	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長	加藤 敦子	出席
7	夢見ヶ崎地域包括支援センター センター長	川田 歩	出席
8	特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会生活介護分科会 (社会福祉法人ともかわさき生活介護事業所ひらま管理者)	高嶋 直美	出席
9	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授	行實 志都子	出席
10	日本相談支援専門員協会 事務局長	吉田 展章	出席

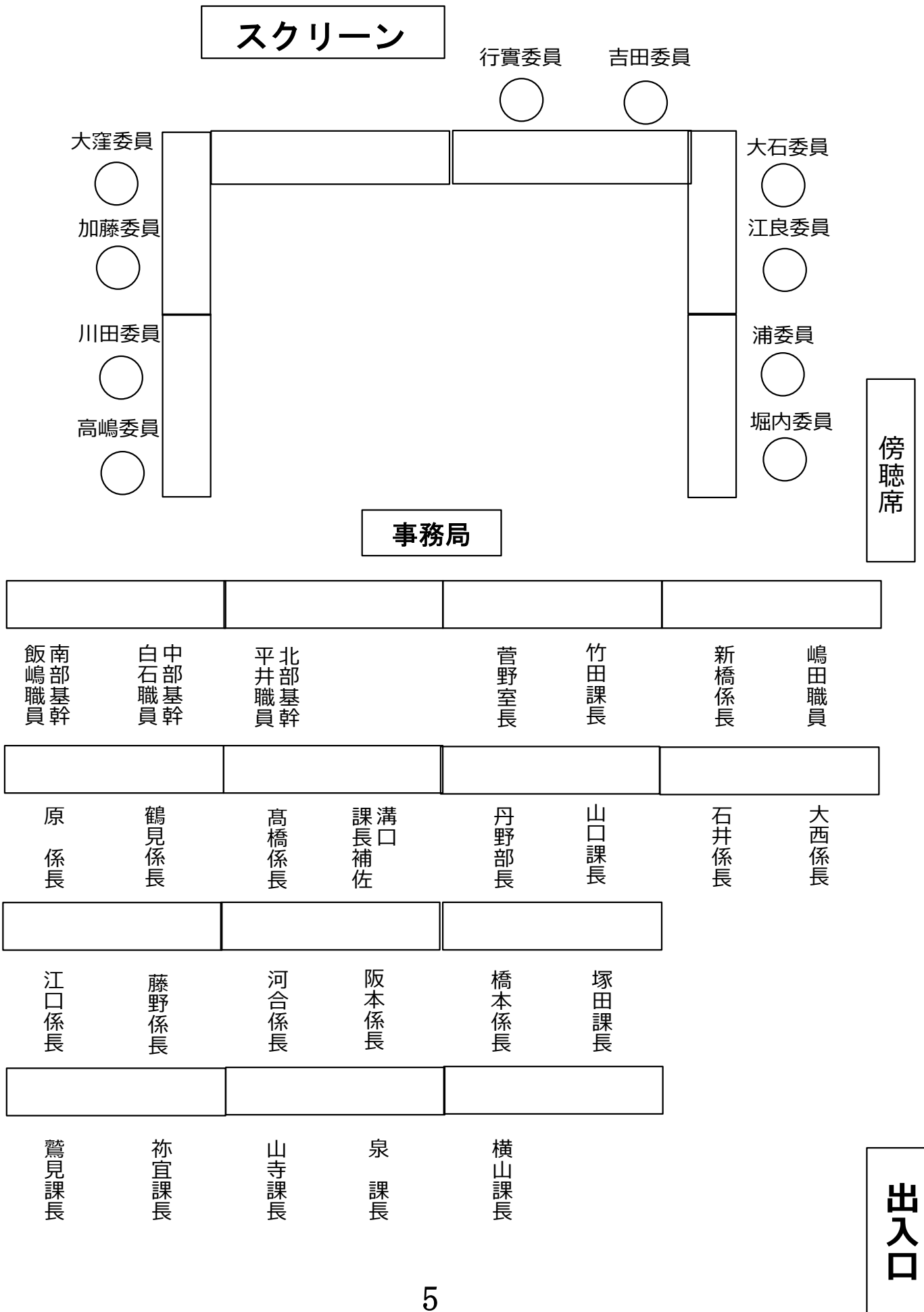
(敬称略)

【事務局】

所属	氏名	市地域自立支援協議会 (企画運営会議)	庁内関係部署
川崎区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	原 和広	○	○
幸区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	鶴見 亜呂	○	○
中原区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	高橋 直樹	○	○
中原区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	家高 克行	○	○
高津区役所高齢・障害課 精神保健係 課長補佐	溝口 昌子	○	○
宮前区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	江口 健太郎	○	○
多摩区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	藤野 雅人	○	○
麻生区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	河合 顕宏	○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 障害者支援 担当係長	橋本 貢河	○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室相談判定 担当係長	阪本 直子	○	○
川崎市南部基幹相談支援センター	飯嶋 礼子	○	
川崎市中部基幹相談支援センター	白石 大樹	○	
川崎市北部基幹相談支援センター	平井 祐樹	○	
健康福祉局障害保健福祉部 部長	丹野 睦		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 課長	山口 晴生		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域療育担当 担当課長	横山 季央		○
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 課長	鷺見 卓也		○
健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 課長	泉 基広		○
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 課長	山寺 啓一		○
健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 課長	祢宜 正太郎		○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 課長	塚田 和広		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課計画推進担当 担当係長	石井 孝典		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当 担当係長	大西 祐輔		○
健康福祉局地域包括ケア推進室 室長	菅野 智宏		○
健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当 担当課長	竹田 幹雄		○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 係長	新橋 さち子	○	○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 職員	嶋田 真帆	○	○

令和8年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議 座席表

(本庁舎203, 204会議室)



国が示す自立支援協議会の位置付け

法律上の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

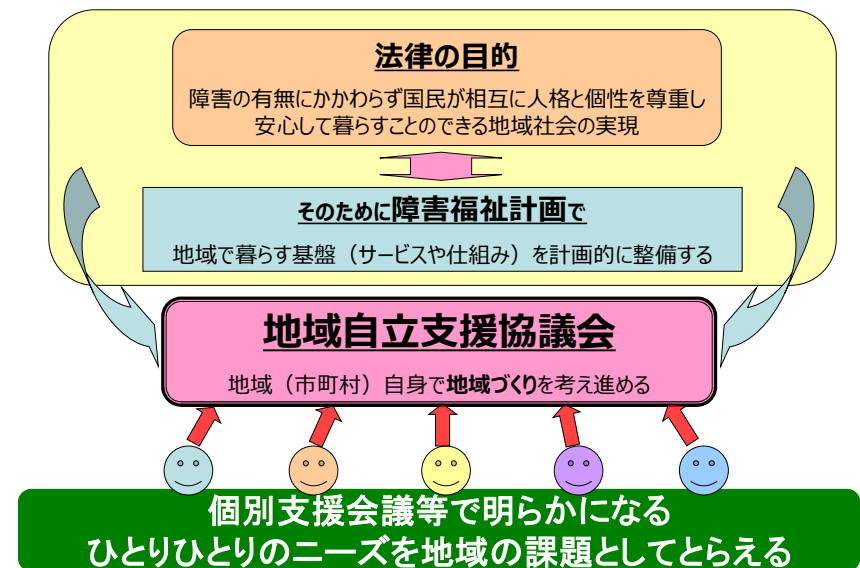
第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

障害者総合支援法と自立支援協議会



※厚生労働省資料を基に作成

令和 8 年 5 月 3 1 日

川崎市障害者施策審議会会長

様

川崎市地域自立支援協議会

会長 行實 志都子

第 6 次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けた意見提出について

川崎市地域自立支援協議会では、第 5 次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念である「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を目指すために、障害のある方を含む地域の様々な関係者が集まり、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備を図るための協議を重ねています。

今年度は、第 6 次かわさきノーマライゼーションプランの策定年度に当たることから、個別の事例を通じて明らかになった地域の課題やその課題に対する各区協議会の活動、協議会からの提案について、次のとおり取りまとめました。

については、当該プランの改定にあたり参考としてくださるようお願いいたします。

目次

1. 移動支援・重度訪問介護サービスにおける課題
2. ライフステージごとの移行期における課題
3. 障害に関する地域の理解における課題

1. 移動支援・重度訪問介護サービスにおける課題

Aさんの場合

- ・ 55歳男性、自閉症、療育手帳A2、障害支援区分4
- ・ Aさんは高校卒業後から、地域活動支援センターに通所している。
- ・ 長年ボランティアで送迎してくれていた通所先の職員が退職することとなり、Aさんは送迎してもらうことができなくなってしまった。
- ・ Aさんの両親は高齢で、送迎することは難しい。
- ・ 送迎付きの通所先を探したが、どこも送迎車の空きがなく、断られてしまった。
- ・ 移動支援（通学・通所支援）サービスを利用しようと思い、送迎してくれる事業所を1件1件電話して探したが、ドライバーが不足しており、特に通学・通所が重なる朝と夕方の時間帯は全く空きがないと、どこの移動支援事業所からも言われてしまった。
- ・ このままでは、Aさんはどこにも通うことができなくなってしまう。

Bさんの場合

- ・ 53歳女性、ALS（筋萎縮性側索硬化症）、身体障害者手帳1級、障害支援区分6
- ・ Bさんは両親との3人暮らしで、両親が協力しながらBさんのケアをおこなって生活している。
- ・ 短期入所等の障害福祉サービスを一部利用しており、計画相談も利用している。
- ・ これまでBさんのケアをメインでおこなっていた父が入院することになり、現在は母が1人でケアをおこなっているが、母は持病があり、単独での長期のケアは難しい。
- ・ 重度訪問介護が対象となるため、相談支援専門員（計画相談）がBさんの受け入れが可能な事業所を探そうとしたが、事業所の空き状況が分からず、1件1件事業所に連絡して空き状況を確認することになった。
- ・ そもそも空いている事業所が少ないのに加え、空いている事業所があってもBさんの障害特性上受け入れてくれる事業所がなかなか見つからない。
- ・ このままだと母が疲弊し、Bさんの生活もままならなくなってしまう。

1. 移動支援・重度訪問介護サービスにおける課題

Aさんの地域の個別の問題

移動支援サービスを提供してくれる事業所がなく、通所することができない。



抽出される地域の問題

移動支援サービスを提供できる事業所や人材が不足している。

Bさんの地域の個別の問題

Bさんの特性に適する事業所が見つからない。



抽出される地域の問題

利用者に適した事業所を見つけるのが困難。
事業所の受け入れ状況が把握しづらい。

◆移動支援・重度訪問介護サービスに共通する地域課題

- ①サービス提供できる事業所や人材の不足
- ②利用者ごとの障害特性に対応できる事業所・人材を育成する仕組みが不十分
- ③事業所の受け入れ状況が把握でき、スムーズに利用できる仕組みが不十分

1. 移動支援・重度訪問介護サービスにおける課題

◆協議会としての取組

【高津区】

・移動支援及び行動援護サービスについて、複数の事業所にヒアリングした結果、「土日にニーズが集中する」「**支援者の高齢化**」「**報酬単価の低さ**」「**支援者への要望や要求レベルが高く、専門スキルを要する**」等の話があり、第5次ノーマライゼーションプランに「移動支援」「行動援護」が入っていることから、市全体として検討が必要だと再確認した。区協議会としても、**活用可能な地域資源や制度等の把握を継続**して実施していくこととした。

【麻生区】

・麻生区社協を区協議会へ招き、福祉有償運送や移送事業全般について説明を受けた。また令和7年第1回定例会にて、地域で移送支援に関わってきた2つの事業所を講師として呼び、これまでの活動や移送についての課題を説明してもらい、**参加者で課題共有と意見交換**を実施した。

・区内生活介護事業所（9事業所）に送迎に関するアンケート調査を行い、**どこの事業所も送迎対応可能な人員確保に苦慮している**現状が明らかになった。区協議会への参加者と移送支援の課題について共有することができ、改めて地域課題として取り組むべきことだと確認したため、令和8年に移送ワーキングを立ち上げた。

1. 移動支援・重度訪問介護サービスにおける課題

◆協議会としての取組

【市企画運営会議での検討】

・重度訪問介護サービスについて、事業所を探す際は区役所職員や相談支援専門員が**1件1件事業所に連絡して空き状況を確認している**こと、利用者の障害特性に対応可能かは連絡してみないと分からず、**空いている事業所があっても利用者のニーズに対応できずマッチングしないことが多い**こと等、現状を確認した。課題解決には**事業所の特徴や空き状況を把握できる一覧や利用者と事業所のマッチングの仕組み**が必要であり、また、これらについては重度訪問介護サービスのみならず、移動支援サービス等その他のサービスにも該当することを確認した。

◆現場の声

- ・利用者のニーズに対応可能な人員の確保に苦慮している
- ・事業所の空き状況が把握できる一覧があると便利
- ・利用者と事業所のマッチングの仕組みがあるとスムーズなサービス利用につながる
- ・地域ボランティア等、連携可能な社会資源を活用していくことができないか
- ・他都市の仕組みを川崎市に取り入れることはできないか

2. ライフステージごとの移行期における課題

Cさんの場合

- ・ 18歳男性、知的障害、療育手帳A1
- ・ 特別支援学校（高校）の3年生。
- ・ 母親と2人で暮らしており、母親はフルタイム（8:30~17:30）で働いている。
- ・ 小学校の頃から長年放課後等デイサービスを利用し、学校→放デイ→自宅までの送迎も利用している。
- ・ 現在計画相談支援は利用していない。
- ・ 高校卒業後、児童のサービスから成人（者）のサービスに切り替わると聞いているが、どのようなサービスがあるのか分からない。
- ・ 母親としては、自分が働いている間、これまで通りCさんを見守ってもらえるサービスがあるのか不安に思っている。

Dさんの場合

- ・ 64歳女性、視覚障害、身体障害者手帳1級、障害支援区分5
- ・ 居宅介護サービス（家事援助、身体介護）、同行援護などの障害福祉サービスを利用中。
- ・ 計画相談支援も利用している。
- ・ Dさんは、65歳になったら介護保険サービスに移行すると聞いており、よく分からないままに介護認定を受けた。
- ・ 現在の相談員から「介護保険になったらヘルパーの事業所も相談員も変わりますよ」と言われたため、引き継いでもらう先の相談員はどんな人が聞いてみたところ、「私もあまり詳しくは知らなくて」という答えが返ってきた。
- ・ 費用負担についても、障害福祉サービスは無料で利用できていたが、介護保険サービスでは自己負担額が発生すると後から知った。
- ・ 今後関わってくれる人たちがどんな人たちか分からず、これまでと同様に安心してサービスを利用できるのか、とても不安に感じている。

2. ライフステージごとの移行期における課題

Cさんの地域の個別の問題

成人期のサービスについて、十分に把握できていない。



抽出される地域の問題

児童期から成人期へ移行する際、成人期のサービス内容について周知が十分でない。

Dさんの地域の個別の問題

相談員同士の連携がなく、知りたい情報が得られない。



抽出される地域の問題

障害分野と高齢分野では支援者が異なり、65歳の移行期において支援者同士の連携が取れていない。

◆ライフステージごとの移行期に共通する地域課題

- ①制度やサービス内容の周知不足
- ②移行期における情報連携の仕組みが未確立
- ③分野をまたいだ支援者同士の連携が不十分

2. ライフステージごとの移行期における課題

◆協議会としての取組

【高津区】

・「高齡分野と障害分野の連携ワーキング」を設置し、**分野を超えた相談支援事業所同士の連携**を図った。障害・高齡分野ともに関心の高い「**高次脳機能障害**」をテーマとして、**事例を通してのミニ講座と連携等について話し合うグループワーク**を実施した。高次脳機能障害の支援、移行期支援での制度の切り替え等について活発に意見交換がなされた。意見交換の中では、**障害福祉サービスと介護保険サービスの制度の違い（自己負担額の有無等）により発生したトラブル**についても話があった。障害・高齡ともに連携の必要性を感じていることを改めて確認し、今後も何らかの形で高齡分野との連携を継続していくことを検討している。

【中原区】

・「学校de移行ワーキング」を設置し、**教育分野と障害福祉分野の相互理解の促進を目的**に、制度や支援方法、社会資源について共有した。取組として、中原支援学校の教師とワーキングメンバーとで座談会を開催し、「**川崎市相談支援体制及び中原支援学校内の相談体制について**」や「**計画相談支援について**」等の講義・**グループワーク**を実施した。「分かりやすかった」との反応が多く、今後も継続してもらいたいという声があった。ワーキングとしては単年度での取組であるため、区として業務の範囲でどのように関わっていくことができるか検討している。

2. ライフステージごとの移行期における課題

◆協議会としての取組

【多摩区・麻生区】

・合同で北部事業所連絡会を開催し、テーマとして「**児童から成人の移行期について**」を取り上げ、講義とグループワークを実施した。**相談先の周知と機関同士のつながりができるきっかけづくり**となった。今後は、中高生を対象とした放課後等デイサービス事業所、フリースクールを北部事業所連絡会に招き、意見交換の場を設定することを検討している。

・合同で北部事業所連絡会を開催し、テーマとして「**高齢期への移行について**」を取り上げ、介護保険のミニ講座や川崎市の障害の相談支援体制に関する講義とグループワークを実施した。参加者が特に高齢分野との連携について関心が高いことを確認し、麻生区は令和8年に「**生涯恒例（障害高齢）連携ワーキング**」を立ち上げ、**障害福祉サービスと介護保険サービスの違いについて利用者に分かりやすく伝えられることを目的に、連携を進めていく。**

◆現場の声

- ・ 支援者同士が早期から連携できる体制の強化が必要
- ・ 移行期対象者リストのような、個人情報や支援方針を早期の段階から共有できる仕組みがあるとよい
- ・ 現状サービス説明は区役所職員や障害者相談支援センター職員等、個人の裁量にゆだねられているため、全市でサービスの周知方法を統一できるとよい
- ・ 障害福祉サービスとは異なり、介護保険サービスの利用には自己負担額が発生するため、本人や家族の理解を得るのが難しい

3. 障害に関する地域の理解における課題

Eさんの場合

- ・ 45歳男性、統合失調症、精神障害者保健福祉手帳2級
- ・ Eさんは2年前から公営住宅に住んでいる。
- ・ 幻聴や妄想の症状はあるが、定期通院しており、適切に服薬をおこなっている。
- ・ 同じ公営住宅の住人とは全く交流がない。Eさんとしては、避けられているように感じている。
- ・ 隣接市に住んでいる兄がおり、定期的に様子を見に来てくれている。Eさんは、何か困ったことがあれば兄に連絡することになっている。
- ・ 兄は、Eさんが兄以外に頼れる存在がないことをとても不安に思っている。
- ・ Eさんの住む公営住宅の民生委員は、Eさんのことを気にかけているが、どのようにEさんと関わったらよいか分からない。統合失調症という疾病がよく分からず、少し恐怖心もある。

Fさんの場合

- ・ 25歳女性、中度知的障害、療育手帳B1
- ・ Fさんは両親、兄弟と現在まで同居中。
- ・ 特別支援学校卒業後は地域の就労継続B型事業所に通所し、休日は家族と出かけたり、事業所のイベントに参加したりしている。
- ・ じっとしていることが苦手でたまに大きな声を発することがあるが、周りの声掛けがあれば場面に応じた振る舞いもできる。
- ・ 家族はFさんのことを大切に思っており、Fさんの明るい人柄から家族の中ではムードメーカーの役割を果たしている。
- ・ 先日家族でスーパーに出かけた際に、他の障害をお持ちの方がヘルパーと外出している姿を見かけたが、他の買物客はその方を避けているように見えた。
- ・ 家族に障害を持っている方がいれば日常のことでも、遠く感じてしまう方もいるのだとその時感じた。

3. 障害に関する地域の理解における課題

Eさんの地域の個別の問題

周囲の住民に障害のことを正しく理解されず、地域の中で孤立しており、兄以外に頼ることのできる存在がない。

Fさんの地域の個別の問題

Fさんは家族の理解もあり地域の中で楽しみを持って生活しているが、住んでいる地域に目を向けると、障害に関する理解がどれほど進んでいるのか疑問に感じた。



抽出される地域の問題

障害のある方やその生活について、正しく地域に伝わっておらず、誤解や偏見、差別に繋がっている。

◆障害に関する地域の理解における地域課題

- ①市民が障害や疾患について正しい知識と理解を得られる機会の不足
- ②市民が地域で暮らす障害をお持ちの方の日常生活を知る機会の不足

3. 障害に関する地域の理解における課題

◆協議会としての取組

【川崎区】

・「**地域で暮らす区民がお互いを知るワーキング**」を設置し、当事者の作品（ポスター）作成に向けて、準備を進めた。令和8年は完成した作品を障害者週間を中心に**多くの区民に触れる場所に掲示を行う**等の啓発活動を進める。

【宮前区】

・「民生委員・児童委員ワーキング」を設置し、有馬第二団地ネットワーク会議の中での取組として「**障害のことを知る聞く話す会**」を開催し、事例を交えながら、**障害に関する基礎的な知識、主に精神障害について団地の住民に向けて発信**した。また、ミニグループワークも実施し、**地域住民が抱える悩みについても共有し、対応方法等について相談支援従事者（事務局側）に質問する時間を設けた**。住民からは、「参加してよかった」「知っているつもりでいたが知らないこともあり再度勉強しようと思った」「第2回も開催してほしい」等の声が聞かれ、第2回の開催につながった。今後有馬第二団地での取組をモデルケースとして横展開していきたいと考えている。

◆現場の声

- ・宮前区のような地域住民への周知活動が全市的な仕組みにできるとよい
- ・地域を支える民生委員や地域包括支援センター等とのさらなる連携が必要

【補足】地域自立支援協議会の運営における課題

現状

- ・区で定例会を実施したところ、「これまで協議会について知らなかった」「今日初めて参加した」という参加者が多数だった。
- ・地域包括ケア推進室宛てに、当事者及び障害福祉サービス事業所から「協議会とは何を行う会か」という問い合わせがあった。
- ・区のホームページに定例会の開催について掲載したが、当事者の申込みはなかった。

地域自立支援協議会の運営における課題

- ①協議会活動の地域への周知不足
- ②協議会への当事者参加に関する取組が不十分

➤地域自立支援協議会を効果的に運営するための取組み

- ・区協議会ホームページ及び地ケアポータルサイト「障害情報ひろば」の活用促進
- ・障害福祉情報サービスかながわのメール配信での周知
- ・障害福祉サービス事業所への直接訪問での周知活動
- ・当事者が参加しやすい環境の整備、直接参加できない当事者の代弁機能の充足

【補足】地域自立支援協議会の運営における課題

中長期目標：「みえる・つながる・つたわる」協議会

➤ みえる

活動内容を専門用語等を使わず、分かりやすく整理して発信する
協議会活動を伝える場（機会）づくり

➤ つながる

当事者・家族・地域とのつながり
支援者同士のつながり
他分野（高齢分野等）とのつながり
各区協議会同士、市協議会とのつながり

➤ つたわる

地域の声が協議会に届く
協議会活動が地域に届く

障害者相談支援体制に関する 検討・経過報告

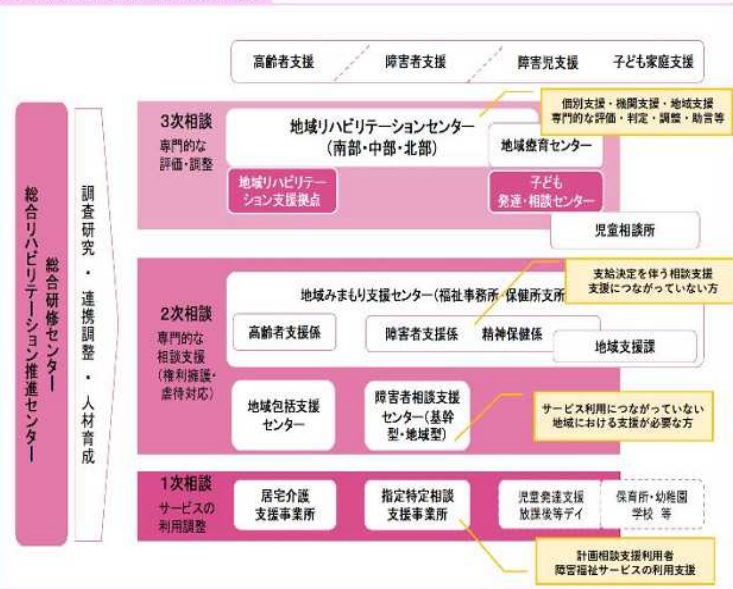
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

障害者相談支援体制についての在り方の検討【障害者相談支援センターの見直し/持続可能な相談支援体制の確保】

川崎市における重層的な相談支援体制

川崎市では相談支援体制を3次体制に再編し、1次相談ではニーズのある全ての方を対象として、2次相談ではさらに専門的な支援が必要な方を対象として1次相談機関をバックアップする体制としています。その上で、3次相談では高度な調整が必要な方を対象として多職種チームによる専門的な評価・判定・調整によって2次相談機関をバックアップしています。

川崎市が目指す重層的な相談支援体制



現状と各相談支援機関の役割・機能

設置個数・従事者数 *R7.4.1時点	役割	事業種別
3次 地域リハビリテーションセンター 3か所、40名 (係長含む、3地域支援室相談判定)	専門的な支援・評価・判定 機関支援・機関調整 地域支援	直営
2次 区役所 7か所、120名 (係長含む、障害者支援・精神保健)	総合相談 各種制度手続き (手帳交付、支給決定等)	直営
障害者相談支援センター 基幹：3か所、15名(定数17) 地域：23か所、73名(定数69)	総合相談窓口 アウトリーチ、後方支援 地域ネットワークづくり	委託
1次 指定特定相談支援事業所 71か所 (相談支援c除く) *R6.1.1時点	福祉サービス利用者支援	指定

これまでの経緯・取組と課題

相談ニーズの増加や国の制度変更(計画相談が全サービスに必須)に、サービス・事業者の確保が追い付いておらず、事務量の増加等によって、1次、2次相談の対応体制に過重な負担がかかっている。また、行政においては事務優先で相談支援に注力できないことで相談支援業務の重要性に対する意識も低下し、相談支援スキルが蓄積されていない。

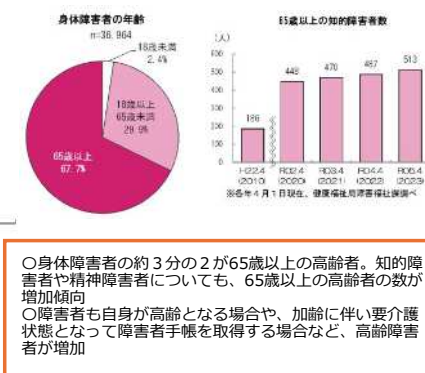
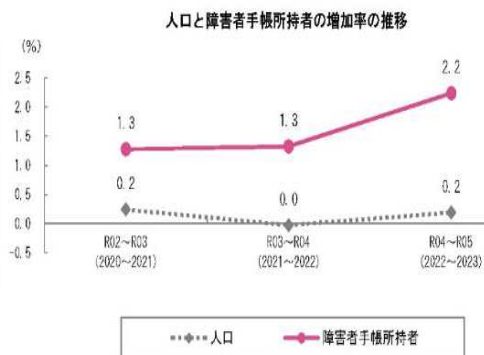
※障害者相談支援センター：基幹相談支援センター及び委託の相談支援センターの総称。障害者相談支援センターと地域相談支援センターは本市独自の名称。

経過・取組	課題
3次 地域リハビリテーションの推進 H20：北部リハ開設 H28：中部リハ開設 R3：南部リハ、総合リハ開設	○支援課題の複雑化・重複化により個別支援が多くなり、機関支援や地域支援が低下 ○市全体の課題把握や支援体制づくり等の取組に注力することが困難
2次 H28：地域みまもり支援センター設置 R1：精神保健係設置(係長1増) R6：支所再編(川崎区2係体制)	○障害者数・サービス利用者数増による業務多忙 ○事務を優先せざるを得ず、相談対応が困難
障害者相談支援センター H25：生活支援センターから再編(相談員増、施設から独立、市独自研修等) R3：地域型・基幹型の再編(地区担当制導入、基幹3か所体制等)	○セルフプラン作成支援による業務多忙 ○人員確保困難等による受託法人撤退
1次 H27：計画相談の作成義務化 R3：市独自の指定特定相談支援事業所支援等の実施(報酬上乘せ、加配補助等)	○事業所数の不足 ○計画相談作成率が低い 計画相談率：3.6% *R5.3末時点(政令市平均：7.1%)

【参考】障害者数・サービス利用者数の推移

区分	平成18年 (2006年)	令和5年 (2023年)	増加率
川崎市人口	1,332,035	1,541,640	15.7%
身体障害(身体障害者手帳)	27,667	36,964	33.6%
知的障害(療育手帳)	5,483	12,406	126.3%
精神障害(精神障害者保健福祉手帳)	4,330	16,212	274.4%
計	37,480	65,582	75.0%

※各年4月1日現在
※身体障害・知的障害は健康福祉局障害福祉課調べ
※知的障害は判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む
※精神障害は健康福祉局総合リハビリテーション推進センター調べ



○身体障害者の約3分の2が65歳以上の高齢者。知的障害者や精神障害者についても、65歳以上の高齢者の数が増加傾向
○障害者も自身が高齢となる場合や、加齢に伴い要介護状態となって障害者手帳を取得する場合など、高齢障害者が増加

(参考) 障害福祉サービス受給者とサービス等利用計画の作成手法 (R6.3末) *障害者(児童福祉法分)は含まれない

平成31年3月31日時点	令和6年3月31日時点
6,537人	8,093人
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所 (障害者相談支援cを除く) 1,164人 (18%) 障害者相談支援C 1,904人 (29%) 障害者相談支援B 161人 (2%) 障害者相談支援Aによる計画支援 479人 (6%) サポートプラン 200人程度 (3%) セルフプラン 1名 (-%) 空領所・支所による作成支援 3,450人程度 (53%) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所 (障害者相談支援cを除く) 2,741人 (34%) 障害者相談支援C 161人 (2%) 障害者相談支援Bによる計画支援 479人 (6%) サポートプラン 200人程度 (3%) セルフプラン 1名 (-%) 空領所・支所による作成支援 4,512人程度 (56%)
計画相談支援利用者 3,068人 (47%)	計画相談支援利用者 2,902人 (36%)
セルフプラン 3,469人 (53%)	セルフプラン 5,191人 (64%)

※計画相談支援サービス利用者に対するもの。同様としている自治体は100%と仮定している

障害者相談支援体制についての在り方の検討【障害者相談支援センターの見直し／持続可能な相談支援体制の確保】

今後の取組と方向性

これまでの取組と課題を踏まえ、多種多様なニーズや関係機関からの意見等を聞き、相談支援体制の検証・評価を重ねつつ、相談支援体制の再構築に取り組み、支援が必要なすべての方に効率的に相談支援を行える体制を確保します。

誰もが可能な限り、住み慣れた場所や自らの望む場所で安心して暮らせることのできる地域を作っていくためには、専門職を効率的に配置し、個別性や機動性を確保しつつ、高度な相談にも包括的に応じることができる相談支援体制を整備することが必要です。

相談支援体制の最適化

今後の方向性	具体的な取組【R6以降】
3次相談	【地域リハビリテーションセンター】 ○役割・位置づけ・機能の再確認 ○取組・業務の整理 ・【R6】地域づくり検討会の実施 ・【R6-】総合リハ現任研修の実施 ・【R7-】総合リハの現状と課題その解決に向けた方向性を検討
2次相談	【区役所】 ○業務改善の検討 ○職員の人材育成や相談支援ノウハウの蓄積 ・【R7】 ・障害福祉課に事業調整担当の時限配置 ・区役所業務の実態把握・課題分析 ・業務改善によるリソースの最適化に向けた検討
1次相談	【指定特定相談支援事業所】 ○計画相談の拡充 ○経営安定化に向けた環境整備 ・【R7】 ・事業所の新規参入策（補助金見直し等）の検討 ・計画相談の紹介・連携プロセスの検討 ・事業所報酬を向上させる取組の検討（効果的な後方支援の検討）

関係課と連携
一体的な取組

「庁内検討会」

障害者相談支援体制の見直し・最適化

●障害者相談支援センター在り方検討会

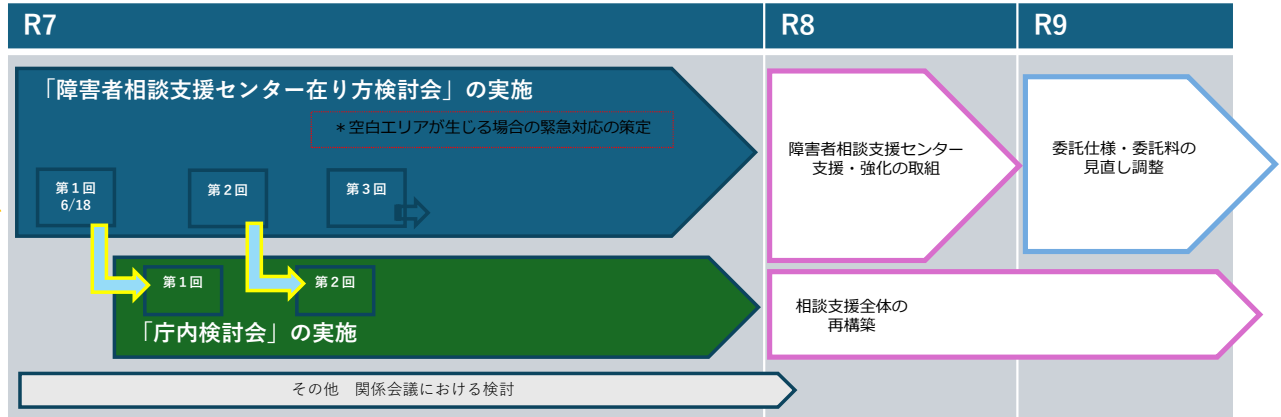
障害者相談支援センター再編の評価・検証も踏まえ、現行の民間法人による運営体制を可能な限り維持するための方策について検討する

●庁内検討会

行政も含めた相談支援体制を確保・最適化するために必要な施策・取組・体制等について検討する

障害者相談支援体制の見直しに向けたスケジュール

「障害者相談支援センター在り方検討会」と並行して「庁内検討会」を実施し、障害者相談支援センターの見直しと相談支援体制全体の最適化について検討する。



【参考】障害者相談支援センター在り方検討会の委員意見（一部抜粋）

Q障害者相談支援センターは、どのようなことに取り組むべきと思われるですか。（目指すべき姿、実施すべき業務、対応すべきニーズなど）

A○総合的な相談窓口とアウトリーチ

- ・支援につながっていない障害者への支援、早期発見・早期対応
- ・支援希求のない方、複合的な支援課題のある方や被虐待者等の個別支援
- ・インフォーマルなサービスの掘り起こし

○ネットワークづくり

- ・地域の相談支援体制の構築
- ・相談につながるような、チーム支援ができるような関係づくり

○協議会運営と地域づくり（地域マネジメント）

- ・地域のアセスメント、協議会の活動や個別ケースを通じた地域づくり
- ・障害についての普及啓発や啓蒙活動

○後方支援

- ・指定特定相談支援事業所等の後方支援
- ・相談支援専門員の人材育成

Q障害者相談支援センターを、3障害一元化と地区担当制として4年間が経過しましたが、どのように評価されていますか。

A○相談窓口の明確化

- ・利用者の立場からすると分かりやすい構造、相談へのアクセスが向上
- ・必ずしも障害者手帳がなくても相談できるようになった

○役割の明確化

- ・区役所とセンターの役割の違いが不明確

○相談員の知識・技術習得の困難さ

- ・3障害に対応するための知識と技術が必要（求められる専門知識の幅が大きい）
- ・各法人や各センターが積み上げてきた強みが活かされにくいことによる質の低下

Q障害者相談支援センターが取り組めていないことがあるとすれば、どのようなことですか。また、それにはどのような理由が考えられますか。

A○地域づくりやネットワークづくりに取り組みづらい

- ・個別支援に時間が割かれる（相談ニーズ増、セルフプラン率↑高）
- ・個別支援を通じた地域課題の整理抽出や解決するための知識スキル不足
- ・行政においても上記同様（整理された課題等が市の業務に活かされていない）

○センター機能維持のための社会資源不足

- ・指定特定相談支援など支援をつなげる先が不足
- センターの機能に対する理解が統一されていない

Q障害者相談支援センターの運営を改善するために、どのような対策が有効と考えますか。

A○職員の質の向上

- ・計画相談を行わないことでの個別支援における知識や経験の確保
- ・センター同士で育成や支援が行える体制づくり（関係性やシステム等）
- ・他都市の相談員との交流や意見交換

○働きやすい環境づくり

- ・相談できる上司や同僚が近くにいること（施設併設のメリット）
- ・職員負担軽減や安全配慮

○センターの魅力発信とブランド力向上

- ・相談支援専門員の魅力発信の場
- ・法人内におけるセンターの地位や優先順位の向上
- ・各法人や各センターの強みを活かした運用や取組

○現状把握と課題分析

- ・受託を取りやめた法人等へのヒアリング
- ・シンクタンクを活用した調査研究

川崎市における障害者相談支援体制における課題と最適化に向けた対応策

指定特定相談支援
事業所

区役所

障害者相談支援
センター

地域リハビリテーション
センター

○事業所数の不足
○計画相談作成率が低い
【計画相談率:36%*R5.3末
時点】(政令市平均:71%)

○障害者数・サービス利用者数
増による業務多忙
○事務を優先せざるを得ず、
相談対応が困難

○セルフプラン作成支援による
業務多忙
○人員確保困難等による
受託法人撤退

○支援課題の複雑化・重複化
により個別支援が多くなり、
機関支援や地域支援が低下
○市全体の課題把握や
支援体制づくり等の取組に
注力することが困難



・指定特定相談支援事業
所の拡充
(補助金等の最適化)

・相談機能の整理
(サービスの利用調整の相談は指定特定にシフト)

・相談機能の整理
(直接支援は可能な限り区役
所やセンターにシフト)

・セルフプランから計画
相談への移行強化
(マッチング事業の試行実施)

・相談体制の強化
(サービス利用以外の相談)
(複雑な支援課題への対応)

・相談体制の強化と
運営の安定化
(センター強化の取組、契約・仕様
の見直し)

・市全体の支援機能強化
(人材育成、ネットワーク形成、
後方支援、専門的・高度な相
談)

計画相談件数の向上

区の相談体制強化

運営体制強化

機能強化・地域力向上

川崎市における障害者相談支援体制の充実

身近に相談できる場所があって安心



どこに相談しても
しっかり話を聞いてもらえる



障害のことを知ってもらえて
生活しやすい・住みやすい

行政との協働が進み
地域福祉の基盤づくりに
つながる(貢献できる)

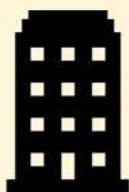


把握した地域ニーズから
課題解決に向けた取組が
実践できている



地域と顔の見える関係づくり
により相談が増えた

相談支援従事者の
ネットワークにより支援が円滑



川崎市で働いていて
良かった

地域ネットワークと多様な主体
による取り組みにより
地域共生社会の実現

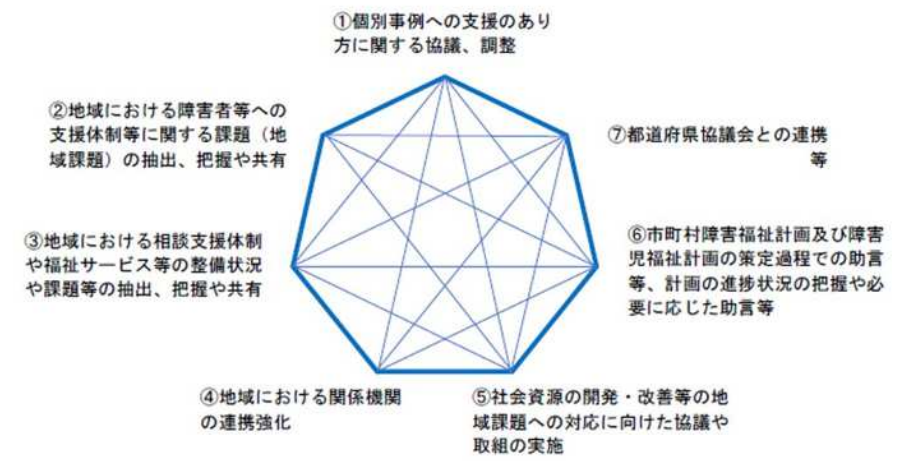


誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して生活できる地域に向けて、
障害者の相談支援における担い手不足、センター運営の安定化など様々な課題に対応していくことで
障害者の相談支援体制の充実に取り組みます。

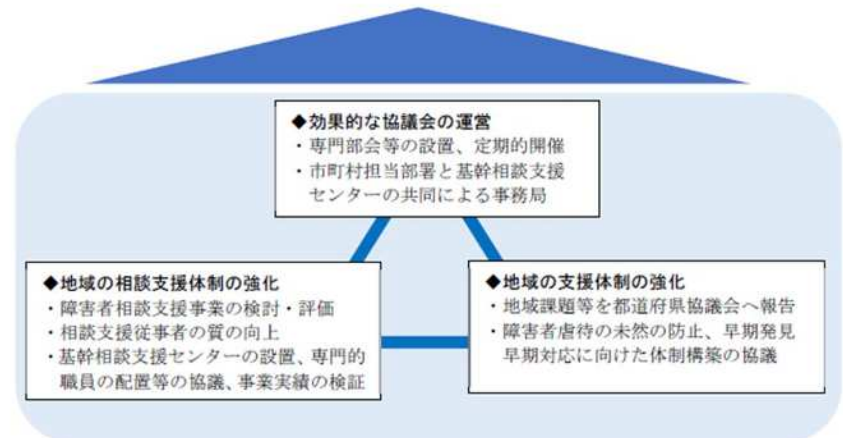
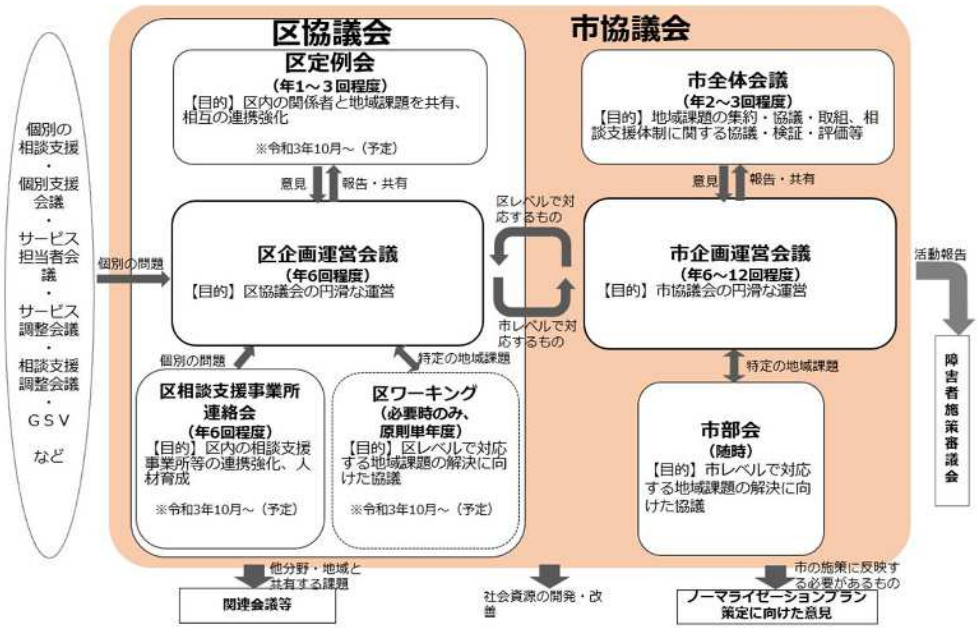
【参考】市町村協議会の主な機能と川崎市における協議会の体制

市町村（自立支援）協議会の主な機能は、障害者総合支援法一部改正法における（自立支援）協議会に係る事項の改正趣旨を踏まえ、令和6年4月1日に施行にあわせて改正され、主な機能として7つの項目に整理されています（図Ⅱ-1）。各機能は、市町村（自立支援）協議会の効果的な運営と地域の相談支援体制の強化等による土台の上で、相互に関連しながら、総合的にその機能を発揮することになります。

図Ⅱ-1 市町村（自立支援）協議会の主な機能



川崎市地域自立支援協議会の体制



引用：（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（改定版）令和7年5月厚生労働省

【参考】川崎市総合計画（抜粋）

施策 1-4-3

障害者の地域共生の推進

施策の目標

障害者等が社会とのつながりを持ちながら主体的な地域生活を送っている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
計画相談支援に基づいた障害福祉サービスの利用者割合(川崎市調べ)	35.6% (R6年度)	37.9%以上 (R11年度)
施設入所(児)者及び長期入院者のうち、地域生活に移行した者の数(川崎市調べ)	60人 (R6年度)	60人以上 (R11年度)
福祉施設及び就労援助センターからの一般就労への移行者数(川崎市調べ)	648人 (R6年度)	692人以上 (R11年度)

現状と課題

- 身体障害者はやや減少傾向にある一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれること、また、加齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの、支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。
- こうした状況に対応するためには、総合相談に加え、障害者が、自身のニーズや特性等に合った最適な障害福祉サービス等を適切に受けられるよう、本人・家族等が希望する場合には、セルフプラン(自ら作成するサービス等利用計画)ではなく、専門的な視点からサービス内容等を計画する計画相談支援につなげることに加え、障害者の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実も重要です。
- また、専門人材の確保が難しく、障害福祉サービス事業所の安定的な運営が見通せない状況下においても、障害者が障害特性や程度に応じ、可能な限り、主体的な生活を地域で安定的に送ることができるよう、人材確保や事業所運営等を支援しながら、地域移行支援、日中活動支援、在宅サービスなど、必要な支援・サービスが確実に届くようにする必要があります。
- さらには、障害者の社会参加・交流を促進するため、外出時の移動手段の確保に加え、就労支援や定着支援、また、企業が障害者を雇用しやすい環境づくりの支援も重要です。

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- かわさきノーマライゼーションプラン



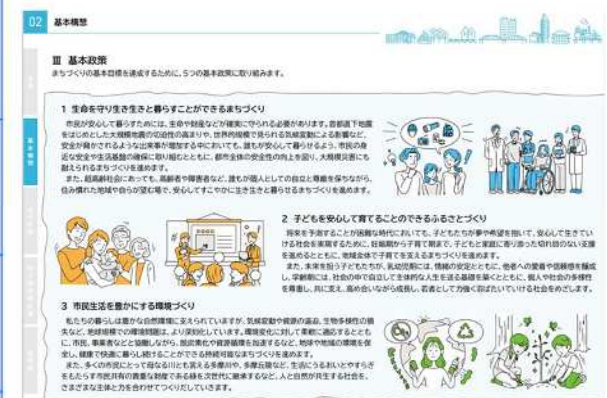
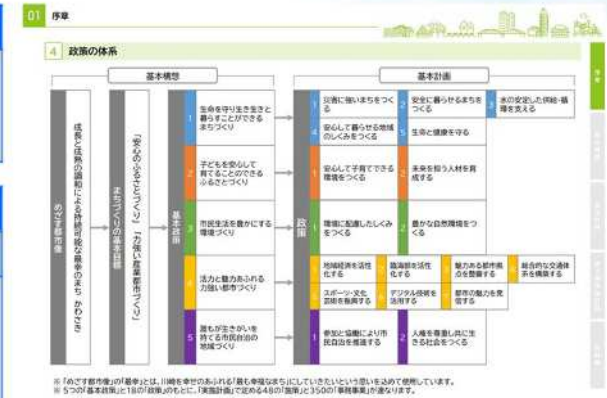
川崎市：川崎市総合計画 第4期実施計画
<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000185344.html>

【参考】川崎市総合計画（抜粋）



施策 1-4-3 障害者の地域共生の推進

取組の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> 障害者等の多様なニーズに対応できる相談支援機能の充実・強化 障害等の特性や程度等に応じた、必要な支援・サービスの提供体制の充実及び運営支援等の推進 障害者等の状態像や周辺環境等を踏まえた、移動支援、就労・定着支援等を通じた社会参加・交流等の促進 		
計画期間の主な取組		
事務事業名	取組内容	主なアウトプット
障害者等総合相談・支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス事業者との調整等を行うとともに、地域の関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。また、計画相談支援の利用促進や障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援の利用者の増加人数(R11年度:1,093人(R7年度からの累計)) 障害者相談支援センターと地域の相談機関等との連携(毎年度) ひきこもり地域支援センターによる支援(毎年度)
障害児等総合相談・生活支援事業	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた、支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業所の対応力向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの待機期間(毎年度:最長30営業日) 子ども発達・相談センターによる相談を通じた支援方針の決定(毎年度)
障害福祉の基盤確保・運営支援等事業	障害のある方の支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害福祉サービス事業所等の整備を進めるとともに、人材の確保・定着・育成に係る取組や、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの定員数(R6年度:1,798人→R11年度:2,246人) 障害(児)福祉サービス事業所に対する年間の運営指導実施率(R6年度:6.8%→R11年度:16.6%(事業所指定の有効期間内に1回以上))
障害者生活支援事業	関係機関との連携・支援のもと、障害者本人の意思決定を促し、精神科病院や入所施設からの地域生活への移行を推進します。また、地域移行後の生活を継続できるよう、障害者本人のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の地域移行に向けて支援した人数(R6年度:79人→R11年度:244人(R8年度からの累計)) 入所施設からの地域移行に係る関係機関への普及・啓発を目的とした研修の開催(毎年度)
障害者社会参加・就労支援事業	障害者の状態像や外出実態などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組みます。また、個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する普及・啓発活動や障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所等の支援力向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催(毎年度) ヘルパー同行による行動援護・同行援護・移動支援利用人数(R6年度:1,583人→R11年度:1,776人)



川崎市：川崎市総合計画 第4期実施計画
<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000185344.html>

令和5年5月31日

川崎市障害者施策審議会会長

小澤 温 様

川崎市地域自立支援協議会

会長 行實 志都子

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた意見提出について

川崎市地域自立支援協議会では、第5次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念である「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を目指すために、障害のある方を含む地域の様々な関係者が集まり、地域の課題とその解決策について協議を重ねています。

今年度は、第5次かわさきノーマライゼーションプランの改定年度に当たることから、計画策定時からこれまで本協議会において協議を重ねてきた課題のうち、特に当該プラン改定に関連があると思われる課題やその解決策について、次のとおり取りまとめました。

については、当該プランの改定にあたり参考としてくださるようお願いいたします。

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた意見

川崎市地域自立支援協議会における取組を踏まえ、課題に対する協議会としての意見を取りまとめた。

1 相談支援体制の充実

総合的な相談窓口機能の充実

○課題

- ・川崎市における相談支援体制の強化
(障害福祉サービス利用以外のニーズも含め、適時・適切に対応できる体制)

相談支援体制に関するより効果的な周知、相談数の増加への対応、指定特定相談支援事業所・相談支援専門員の拡充、相談支援専門員の専門性向上、関係機関の機能・役割整理、連携の円滑化。

○協議会での取組

市企画運営会議

障害者相談支援体制再編後の評価・検証（中間評価）

- ・各区企画運営会議委員、各区役所・各地域リハビリテーションセンター職員を対象に、障害者相談支援体制再編後の状況について意見集約を実施。障害者相談支援体制再編後の効果・課題・課題に対する取組手法について整理した。

区定例会

- ・区協議会における活動状況の周知、区内の関係者との関係づくり、地域課題の共有を図った。
- ・相談支援専門員の専門性向上等を目的に障害者虐待防止に関する研修を開催。
- ・地域課題の抽出に関する実践報告を実施。

<協議会からの意見>

- ◎情報にアクセスしづらい当事者や家族に対する周知、福祉関係機関や他分野（医療・福祉等）に対する周知など、より効果的な周知方法について、具体的な取組を進めていく必要がある。

（市レベルの取組）

川崎市における障害者相談支援体制について、各機関の役割や機能を含めた説明・周知。

（具体例）

- ①市政だより、ホームページ、リーフレット等による定期的な市民向け周知の継続
- ②当事者団体、家族会、職能団体等の集まりに市職員が参加し、制度・体制について説明
- ③市内事業所（障害福祉サービス）向け制度説明会の開催

(区・地域レベルの取組)

各区地域自立支援協議会や地域のネットワークを活用し、各区レベルにおける障害者相談支援体制の周知。

(具体例)

- ①各区地域自立支援協議会による地域づくりや関係機関連携の緊密化
- ②個別支援を通じた各機関の役割理解の促進
- ③各地域で開催されているイベント等における地域住民への働きかけ

◎複雑多様化した相談に対応するためには、相談支援従事者の人材育成や専門性の向上、地域における関係づくり、支援手法の蓄積、共有等が必要である。

(市レベルの取組)

川崎市における相談支援従事者の方向性を示す(人材育成カリキュラム)とともに、法定研修をはじめとした各種研修の実施。

関係機関連携を円滑に行うための共通ツールの作成や関係機関の機能・役割整理。

(具体例)

- ①障害者相談支援センター等合同連絡会等を活用した支援者向け研修の開催
- ②川崎市における障害者相談支援体制の各機関の役割整理及び周知
- ③地域の実践例を整理し、市内関係機関に共有

(区・地域レベルの取組)

地域における人材育成・OJT(関係づくり)を通して、障害者相談支援体制の強化に繋げる。

複雑多様化した相談への対応や支援サービスに繋がっていない障害者への支援に向けて、相談支援従事者の人材育成・関係機関の連携強化・地域におけるネットワーク構築を図り、相談支援や適宜の対応ができる環境を整えていく。

(具体例)

- ①各区、エリアごとに事業所向け研修を開催
- ②各区地域自立支援協議会(地域づくり)や相談支援事業所連絡会(情報共有)の活用
- ③地域における支援手法の共有、事例の蓄積

障害福祉サービスの利用支援

○課題

- ・計画相談支援の拡充、指定特定相談支援事業所の業務円滑化、市内の相談支援機関の役割の明確化、相談支援機関相互の連携強化。

○協議会での取組

計画相談支援部会（令和5年度からは相談支援部会に名称変更）

- ・指定特定相談支援事業所の業務に必要な情報を提供するため、「指定特定相談支援事業所向け計画相談支援の手引き」を更新。
- ・「事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）作成マニュアル」の作成。作成担当者向けの研修実施。事業者向けのアンケート実施、結果の共有。
- ・本市の相談支援に関する現状を踏まえ、計画相談支援の拡充策について検討。一部の区において、区役所によるセルフプラン作成支援を実施している利用者と指定特定相談支援事業所とのマッチングを行うモデル事業を実施。計画相談支援件数の増加や、地域の相談支援機関が指定特定相談支援事業所の特徴等を共有できたこと、指定特定相談支援事業所の採算性を意識したこと等の成果があった。

区相談支援事業所連絡会

- ・区内の相談支援事業所等の連携強化や人材育成等を目的に開催し、事例検討や事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修等を実施した。

○継続課題

- ・相談支援事業所の運営上、相談員数が少人数配置のため、事業所内でのOJTが進みにくく、経験の浅い相談支援専門員が育ちにくい状況がある。
- ・本来のケアマネジメントが実践できず、サービス調整にとどまる場合がある。

<協議会からの意見>

- ・相談支援体制を構成する機関同士の連携強化及び情報共有・情報発信の仕組みについて検討を進める必要がある。
- ・ケース対応における基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所との役割と連携について検討し、相談支援事業所に対する後方支援の強化が必要である。
- ・計画相談支援の供給量が確保できるまでの間の対策である、事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）について、アンケート結果を踏まえた検討を行う必要がある。
- ・計画相談支援の拡充を進めるため、指定特定相談支援事業所の採算性の向上や、相談支援従事者への支援者支援を強化する必要がある。具体的な方策は次のとおり。
（指定特定相談支援事業所の採算性の向上）
適切な報酬・加算の算定の促進に向けた取組。
報酬構造について国等への要望を継続。
市独自の加算・補助金を継続。

(相談支援従事者への支援者支援)

基幹相談支援センター等が指定特定相談支援事業所の特徴等を把握し、地域の相談支援機関と共有する。指定特定相談支援事業所への後方支援を行う。

区地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会における、情報提供や関係づくり、人材育成。

区役所によるセルフプラン作成支援を実施している利用者と指定特定相談支援事業所とのマッチングを行うモデル事業の拡大。

2 地域生活支援の充実

精神障害者の退院促進

○課題

- ・長期入院している精神障害者の地域移行・定着支援の取組推進と支援体制の強化。

○協議会での取組

精神障害者地域移行・地域定着支援部会

令和3年度から令和5年度の3年計画で上記課題に対する活動を行っている。

- ・支援時期毎で留意すべき項目や手続き、支援方法や相談先等を記載し、共通理解を図ることを目的として、川崎市に特化した「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を作成。
- ・精神障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、福祉と住宅の連携推進を目標に、「入居者情報共有シート」を作成。また、川崎市内で活動する居住支援法人との研修会を開催。
- ・ピア活動の場、活躍の場を充実させるために、アンケート調査の実施や活動報告会を開催。また、ピア活動を行っている事業所への見学会も実施。
- ・地域移行・地域定着支援に係る関係機関の役割と現状の明確化、検討課題を抽出した「見える化シート」をもとに、本事業の支援対象者の具体的な把握と個別支援に資するデータを抽出するための「地域移行支援対象者実態調査」を実施。

○継続課題

- ・体制整備と市内精神科病院との連携による一体的な取組みの強化

<協議会からの意見>

- ・精神科病院と地域の関係機関の連携による取組の拡充や後方支援機関との重層的な支援体制の構築が必要である。
- ・住宅分野と福祉分野の横断的な連携強化が必要である。

(協議会としての具体的な取組案)

- ①「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を踏まえ、普及啓発や実践をさらに進める。
- ②「入居者情報共有シート」の活用も含めて、居住支援協議会と連動して取組を進める。
- ③様々な関係機関と連携を図りながら、ピア活動を定期的に継続できる仕組みづくりを進める。
- ④実態調査により得られたデータを活用し、地域移行・地域定着支援の推進を図る。

3 多様な住まい方と場の確保

入所施設からの地域移行の促進

○課題

- ・入所施設からの地域移行の促進及び地域生活の定着支援の強化。

○協議会での取組

入所施設からの地域移行支援部会

「入所施設からの地域移行」を促進し、地域における重層的な支援体制の構築に向けて活動を行っている。

- ・入所施設からの地域移行についての考え方や具体的な手法の標準例を取りまとめた「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン Ver1.0」を作成。
- ・入所施設からの地域移行支援従事者研修や入所施設からの地域移行実践報告会等を開催。

<協議会からの意見>

丁寧な意思決定支援の推進、社会資源の確保・拡充、地域移行に向けた理解の促進、障害の重度化・高齢化を踏まえた支援、関係機関連携の推進が必要である。

(協議会としての具体的な取組案)

- ①ガイドラインを踏まえ、地域移行コーディネーターを活用した地域移行の実践
(意思決定のための GH 体験宿泊の実施等)
- ②ガイドラインの普及を目的とした研修の実施
- ③状況を踏まえた支援スキームの見直し

4 人材の確保・育成と多様な主体による支えあい

相談支援従事者の養成

○課題

- ・川崎市の相談支援体制を踏まえた相談支援従事者の質の向上・人材育成。

○協議会での取組

人材育成部会

川崎市における障害者相談支援従事者の人材育成のあり方や方向性について協議するとともに、総合リハビリテーション推進センター等と連携し、人材育成を図っている。

- ・平成31年に発行した「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」について、令和3年、4年に改訂を実施。相談支援従事者の研修体系と地域における人材育成が有機的に連動できる仕組みを構築。
- ・法定研修の企画・実施をしている「研修企画検討委員会」との連動を図り、研修実施内容及び結果を踏まえた上で、「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」の内容改訂を実施した。

区相談支援事業所連絡会

- ・区内の相談支援事業所等の連携強化や人材育成等を目的に開催し、事例検討や事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修等を実施した。

○継続課題

- ・ベテラン相談員と経験年数の少ない相談員に二極化しており、相談員の質の差が生じている。
- ・事業所を越えた人材育成に繋がりにくく、知識や技術の積み上げに繋がっていない。

<協議会からの意見>

地域における相談支援従事者の質の向上や人材育成に関する具体的な取組、相談支援従事者としての役割の実践等が必要である。

(協議会としての具体的な取組案)

国の動向に留意しつつ、川崎市における相談支援従事者のあり方や基本的な方向性に関する協議を行う。

(4) 川崎市地域自立支援協議会からの意見

障害のある方への支援体制の整備を図ることなどを目的として川崎市地域自立支援協議会を設置しており、関係者間の情報共有や課題解決に向けた検討などを行っています。

また、計画の策定にあたり、支援ニーズを多角的に把握するため、当協議会からの意見を参考にしています。計画の改定に関連して出された意見の要旨は次のとおりです。

1 相談支援体制の充実

(1) 総合的な相談窓口機能の充実

- ・情報にアクセスしづらい当事者や家族に対する周知、福祉関係機関や他分野（医療・福祉等）に対する周知など、より効果的な周知について、具体的な取組を進めていく必要がある。
- ・複雑多様化した相談に対応するためには、相談支援従事者の人材育成や専門性の向上、地域における関係づくり、支援手法の蓄積、共有等が必要。

(2) 障害福祉サービスの利用支援の強化

- ・相談支援体制を構成する機関同士の連携強化及び情報共有・情報発信の仕組みについて検討を進める必要がある。
- ・ケース対応における基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所の役割と連携について検討し、相談支援事業所に対する後方支援の強化が必要。
- ・計画相談支援の供給量が確保できるまでの間の対策である、事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）についての検討を行う必要がある。
- ・計画相談支援の拡充を進めるため、指定特定相談支援事業所の採算性の向上や、相談支援従事者への支援者支援を強化する必要がある。

2 地域生活支援の充実

- ・精神障害者の退院促進のため、精神科病院と地域の関係機関の連携による取組の拡充や後方支援機関との重層的な支援体制の構築が必要。また、住宅分野と福祉分野の横断的な連携強化が必要。

3 多様な住まい方と場の確保

- ・入所施設からの地域移行の促進のため、丁寧な意思決定支援の推進、社会資源の確保・拡充、地域移行に向けた理解の促進、障害の重度化・高齢化を踏まえた支援、関係機関連携の推進が必要。

4 人材の確保・育成と多様な主体による支えあい

- ・相談支援従事者の養成として、地域における相談支援従事者の質の向上や人材育成に関する具体的な取組、相談支援従事者としての役割の実践等が必要。

【参考 第5次計画策定時に出された意見の要旨】**1 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築**

- 障害者相談支援センターの認知度が不足しているとともに、相談をワンストップで受け止めてもらえない。
- 市内に指定特定相談支援事業所が少ないなど、計画相談支援の実施体制に課題がある。
- 計画相談支援の量の確保と並行して、指定特定相談支援事業所への支援など相談支援従事者の質の向上に向けた取組が必要。
- 複合的な課題を抱える世帯に対しては、一つの支援機関だけでは対応が難しくなっているため、支援機関同士の連携を強化し、切れ目のない支援体制が必要。
- 高次脳機能障害を理解し、利用者の特徴に合わせた必要な配慮をしてくれる日中活動の場がなかなか見つからない。

2 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実

- 放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業者や学校等の関係機関との連携強化が必要。
- 放課後等デイサービス事業所の従業者が必要な知識や技術を学ぶ機会を確保する必要がある。
- 放課後等デイサービス事業所の特徴を比較検討できる仕組みが必要。
- 福祉分野と教育分野の日常的な連携体制の構築が必要。
- 施設や学校への送迎ルートや路線バスの走行ルートの拡充、通所・通学支援を提供する事業所等の拡充が必要。

3 地域生活支援の充実

- 生活介護事業所や日中一時支援事業所が少ない。
- 日中活動系サービス全般について、サービス提供時間が利用者等の生活スタイルに合っていない、児童期から成人期に移行する際、夕方に利用できるサービスに差がある、中途障害で高年齢（50歳～64歳）の方を受け入れる通所先が少ないなど、多様なニーズに対応するサービス提供体制が必要。
- 児童期から成人期への移行期に支援が途切れてしまうため、教育と福祉の相互理解を図るなど、支援情報を共有する取組が必要。
- 希望している通所先を利用できるように、それぞれの利用者の状態や状況に合わせた移動手段を確保するとともに、送迎から自立通所に向けた取組を行うためのサービス運用のあり方を検討する必要がある。
- 通所事業所において入浴サービスを提供できるようにするための支援が必要。
- 医療的ケアを必要とする人への通所・通学支援や移動支援が必要。
- 精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備が必要。

4 多様な住まいの支援

- ・グループホームの入居希望者が、施設の特徴や空き情報などの必要な情報を得られるような仕組みが必要。
- ・グループホームの拡充が必要であるとともに、夜勤や当直スタッフを配置するなど、より手厚い支援や見守りが必要な利用者も受け入れることができる体制の整備が必要。
- ・障害のある方が一人暮らしをする上で必要な情報を得られるような仕組みが必要。
- ・障害のある方が地域で暮らしていくため、不動産事業者や家主等の理解促進が必要。

5 保健・医療との連携強化

- ・医療に関して気軽に相談できる場所が必要。
- ・医療機関のスタッフと地域の福祉関係者との「顔の見える関係づくり」や、医療的ケア児等に対する適切な相談支援体制の確保など、医療と福祉との連携が必要。
- ・事業所に看護師等の配置を促進するなど、医療的ケアを必要とする人の日中活動の場の確保が必要。

6 サービス提供体制の充実

- ・各事業所の特徴などの情報を支援者が共有することが必要。
- ・日中活動系サービスにおける様々なニーズに対応するための人材が不足している。
- ・男性ヘルパーや行動援護を担えるヘルパーなど、訪問系サービスのヘルパーが不足している。
- ・障害の特性に応じた適切な支援を行うため、研修の充実による人材育成や人材確保の取組が必要。
- ・障害児サービス事業所の男性スタッフが不足しており、同性介助や多動傾向の強い児童の安全確保が困難。

7 社会参加の促進

- ・人材不足や報酬が低いことなどから、余暇支援のサービス供給量が不十分で、希望者が利用できない状況になっている。報酬の加算など、誰もが利用できる体制の整備が必要。

8 災害・緊急時対策の強化

- ・障害のある方が災害時にどのような支援を受けられるのか、また、支援者はどのような支援を行うべきか、双方とも情報が不足しているため、災害時の支援情報について整理した上で、関係者への普及啓発が必要。
- ・平時から障害のある方と支援者が発災時の対応を共有しておくなど、災害時における支援体制の構築が必要。
- ・障害のある方と近隣住民や支援機関との「顔の見える関係づくり」が必要。

9 福祉施設から地域生活への移行

- 福祉施設から地域生活への移行を進めるためには、入所者や家族に対し、障害のある方の望む生活の意義や地域生活での支援体制等について伝えるとともに、入所施設や地域の支援者の意識を変える取組が必要。
- 地域移行を支える各種サービス（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）を実施する事業所や利用実績が少ないため、それらのサービスを実施しやすい仕組みづくりが必要。

10 制度移行時における切れ目のない支援体制

- 障害福祉サービスから介護保険制度に円滑に移行できるよう、切れ目のない支援体制が必要。

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

2 市協議会は、全体会議（以下「市全体会議」という。）、企画運営会議（以下「市企画運営会議」という。）及び部会（以下「市部会」という。）により組織する。

3 区協議会は、企画運営会議（以下「区企画運営会議」という。）、定例会（以下「区定例会」という。）、相談支援事業所連絡会（以下「区相談支援事業所連絡会」という。）及びワーキング（以下「区ワーキング」という。）により組織する。

(名称)

第3条 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。

2 区協議会の名称は、別表のとおりとする。

(市協議会の所掌事項)

第4条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 区協議会の統括

(2) 区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組

(3) 市全体の相談支援体制に関する協議、検証及び評価

(4) 神奈川県障害者自立支援協議会との調整

(5) その他、必要と認められる事項

(市全体会議の構成)

第5条 市全体会議は、関係機関、障害者及び学識経験者その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

(市全体会議委員の任期)

第6条 市全体会議の委員の任期は、2年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市協議会の会長及び副会長)

第7条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市全体会議の委員の互選により定める。

2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市全体会議)

第8条 市全体会議は、市協議会の所掌事務に関する協議調整及び相談支援体制の評価・検証等を行う。

2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(市企画運営会議)

第9条 市協議会の円滑な運営を図るため、市企画運営会議を置く。

2 市企画運営会議は、基幹相談支援センター、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「区地域みまもり支援センター」という。）、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（以下「総合リハビリテーション推進センター」という。）及び健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「地域包括ケア推進室」という。）その他開催趣旨に照らし必要と認められた者で構成する。

(市部会)

第10条 市協議会は、第4条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、市部会を置くことができる。

2 市部会は、基幹相談支援センター及び健康福祉局その他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

3 市部会に部会長1人を置き、当該市部会の委員の互選により定める。

(報告)

第11条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

(市協議会の庶務)

第12条 市協議会の庶務は、地域包括ケア推進室において処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(区協議会の所掌事項)

第13条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議・調整
- (3) 地域における関係機関の連携強化
- (4) 市協議会との調整
- (5) その他、必要と認められる事項

(区企画運営会議)

第14条 区協議会の円滑な運営を図るため、区企画運営会議を置く。

- 2 区企画運営会議は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター及び総合リハビリテーション推進センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区定例会)

第15条 区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図るため、区定例会を置く。

- 2 区定例会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者等やその家族、地域住民及び関係機関その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区相談支援事業所連絡会)

第16条 区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図るため、区相談支援事業所連絡会を置く。

- 2 区相談支援事業所連絡会は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び区地域みまもり支援センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区ワーキング)

第17条 区協議会は、第13条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、区ワーキングを置くことができる。

- 2 区ワーキングは、基幹相談支援センター、地域相談支援センター及び区地域みまもり支援センターその他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。
- 3 区ワーキングの設置期間は、原則として当該年度末までとする。ただし、年度を超えて継続する必要がある場合には、継続する理由及び目標を区企画運営会議で確認した上で、継続して設置することができる。

(報告)

第18条 区協議会は、区協議会全体の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(区協議会の庶務)

第19条 区協議会の庶務は、各区地域みまもり支援センターにおいて処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(個人情報)

第20条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意し、協議会活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区	名称
川崎区	川崎区地域自立支援協議会
幸区	幸区地域自立支援協議会
中原区	中原区地域自立支援協議会
高津区	高津区地域自立支援協議会
宮前区	宮前区地域自立支援協議会
多摩区	多摩区地域自立支援協議会
麻生区	麻生区地域自立支援協議会